

大阪市児童福祉審議会「こども・若者委員」募集要項

第1 募集の目的

大阪市では、こども基本法第11条の理念に基づき、こども・若者当事者の声の施策への反映や政策決定過程への参画を促進することを目的に、「大阪市児童福祉審議会」（以下「審議会」という。）において、こども・若者当事者を委員（以下「こども・若者委員」という。）に委嘱することとし、その委員について公募により募集することとしました。

第2 募集人数及び任期

募集人数及び任期は次のとおりです。

- 1 募集人数 2名程度
- 2 任 期 委嘱日から令和9年11月30日まで

第3 応募資格

次の要件を全て満たすこと。

- 1 令和7年4月2日現在、満18歳以上満30歳未満の市内居住者又は大阪府内に通勤、通学する者
- 2 本市の附属機関等の委員になっていない者
- 3 本市職員でない者
- 4 年複数回、平日に開催する審議会（2時間程度）に出席できる見込みがあること
- 5 本市からの案内や資料を電子メール（ワード、エクセル等）で受け取ることのできる環境があること

第4 募集期間

令和7年3月28日（金曜日）から令和7年4月17日（木曜日）まで

第5 応募方法 及び小論文

委員へ就任を希望する者は、別紙「大阪市児童福祉審議会「こども・若者委員」応募用紙」に必要事項を記載のうえ、募集期間内にメールにより、下記提出先まで提出してください。

なお、今回の選考小論文のテーマは、「大阪市児童福祉施策について、あなたが重要だと考えたことや思ったことを述べてください。」（400～800文字程度）としますので、応募用紙に必ずご自身で記載ください。

＜提出先＞：大阪市こども青少年局企画部企画課（fb0002@city.osaka.lg.jp）

第 6 面接

面接選考は、令和 7 年 4 月 24 日（木曜日）及び 25 日（金曜日）を予定しています。時間と場所については、募集締め切り後に応募用紙に記載のメールアドレスあて通知します。

（fb0002@city.osaka.lg.jp が受信できるよう設定しておいてください。）

なお、応募者多数の場合は、選考小論文の採点により面接対象者を選考することがあります。

第 7 選考方法

こども・若者委員の決定については、小論文及び面接の選考結果を踏まえて決定します。

第 8 その他

- ・審議会にご出席いただいた場合は、所定の報酬と交通費（実費）をお支払いします。
- ・提出くださった書類等は、受付後返却しません。
- ・合否結果については、ご本人以外にお知らせしません。
- ・個人情報、大阪市児童福祉審議会「こども・若者委員」の選考に関する業務にのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。

《この募集についての問い合わせ先》

〒530-8201

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階

大阪市こども青少年局企画部企画課

電話：06-6208-8337

FAX：06-6202-7020